

# 若者消費者トラブル 110番

平成30年8月16日(木), 17日(金)

身に覚えのない請求  
メールが送られてきた!  
どうしたら...

キャッチセールスで  
高額なエステの  
契約をしちゃった...

クーリング・オフって何?

必ず儲かる! 会わせたい  
人がいる! って言われた  
けど、大丈夫かな?



[対象]

さいたま市在住・在学の  
29歳以下の方

[内容]

消費生活専門相談員が架空請求、通信販売、  
キャッチセールスのトラブルなど、  
消費生活に関する相談を受け付けています。  
ご相談ください。

※8月16日, 17日以外も

随時ご相談を受け付けます。

困ったときは  
相談しよう!!

さいたま市(最寄り)の消費生活センターで相談を受け付けます!!

消費生活総合センター (JACK大宮6階)	☎048-645-3421	(月~土) 午前9時~午後5時 (受付は午後4時30分まで)
浦和消費生活センター (コムナーレ9階)	☎048-871-0164	
岩槻消費生活センター (岩槻区役所3階)	☎048-749-6191	(月~金) 午前9時~12時 午後1時~5時 (受付は午後4時30分まで)
日曜電話相談	☎048-645-3421	午前9時~午後4時

